

後期高齢者医療制度
75歳以上
(障がいのある方は65歳から)

年1回の更新の時期が迫っています！
「保険証の一齐更新」
「令和2年度保険料額」のお知らせ

保険証が新しくなります
減額認定証

現在使用している保険証は

有効期限 令和2年7月31日 までです。

7月中旬までに新しい保険証と減額認定証を
自宅に郵送します。

(減額認定証は交付申請をしている方のみ)

有効期限は1年間 (令和2年8月1日～令和3年7月31日)

◆**保険証**

◆**保険証**

「橙色」
から「水色」
に変わります

◆**減額認定証**

「黄緑色」
から「黄色」
に変わります

◆**減額認定証**

有効期限を過ぎた保険証・減額認定証は使用できません。個人情報の取扱に注意し、廃棄してください。

減額認定証について

新たな減額認定証について、次の交付要件に該当している方には申請書を送付します。

お手元に届きましたら、お早めに住民課戸籍保険グループまたは両出張所へ申請してください。

- 区分Ⅰ**～ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
 - ・老齢福祉年金を受給されている方

区分Ⅱ～ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

保険料額について(7月に個別にお知らせします)

計算方法

均等割
【一人当たりの額】
52,048円

+

所得割【本人の所得に応じた額】
(令和元年(2019年)中の所得-33万円)
× **10.98%**

=

1年間の保険料
【限度額64万円】
(100円未満切り捨て)

保険料の軽減について

① 均等割の軽減(年額)

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります(52,048円→26,024円)。

※令和2年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

令和2年度から、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、8割軽減から7割軽減に変更になりました。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の 軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし (年金収入の場合80万円以下)	7割	8割	7割	
33万円以下		8.5割	7.75割	7割
33万円+(28万5千円×被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+(52万円×被保険者数)以下	2割	2割		

お問い合わせ：北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)または住民課戸籍保険グループまで